

ID: 3063

担当部署: 農政課

処分の概要	登録を受けた者に対する措置命令等		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】			
<p>法第22条の規定による。 (登録を受けた者に対する措置命令等)</p> <p>第22条 都道府県知事は、第19条第1項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月30日	最終変更年月日	年 月 日